

一般社団法人 JAG 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 JAG と称する。

(目的)

第2条 当法人は、ガーデンデザイナーとしての職能理念に基づいて、ガーデンデザイナーの資質の向上を自らはかるとともに、その業務の社会的存在意義を確立することにより、地球環境をも含めた日本の庭園文化の創造、発展に貢献することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ガーデンデザインの質の向上に資するための事業
- (2) ガーデンデザインに関する調査・研究
- (3) ガーデンデザインの設計監理業務基準の制定
- (4) 会員の資質及び知識、技術の向上をはかるとともに、ガーデンデザイナーの育成に関する事業
- (5) 日本及び世界の庭園文化の創造と発展に寄与するとともに、文化遺産としての庭園を調査・研究保護する事業
- (6) 機関紙・機関誌の発行、並びにホームページの設置及び図書の発刊
- (7) 公的機関、各種団体及びメディア等へのガーデンデザインに関する情報資料の提供及び事業協力等に関わる事業
- (8) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 次のいずれかに該当する者で当法人の目的に賛同して入会をした者

- ① ガーデンデザイナーとして設計監理業務を行う者で、実務経験5年以上の経験を有する者

- ②庭園の設計・施工・管理業務を行う者で、設計監理について5年以上の経験を有する者
- ③建設設計、ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、都市計画等の専門家で実務経験が5年以上の経歴を有し、ガーデンデザインについても実務経験を持つ者
- ④教育・研究機関に所属しガーデンデザインに関する調査・研究業務を5年以上行った経歴を有する者又はガーデンデザインについて深い理解を示すと本会が認める者

- (2) 準会員 上記正会員の条件に満たないが当法人の目的に賛同して入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した法人

(入会)

第6条 会員となるには、理事会の定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費等の支払義務)

第7条 会員は、入会金及び会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- (2) 総社員の同意
- (3) 死亡又は解散
- (4) 除名
- (5) 1年以上の会費未納

2 会員の除名は、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（招集）

第 12 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき、会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各社員に対してその通知を発するものとする。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合には、会日の 2 週間前までにその通知を発しなければならない。
- 4 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 13 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれに代わるものとする。

（議決権）

第 14 条 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

（決議の方法）

第 15 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 監事の解任
 - (3) 正会員の除名
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 4 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第16条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 2 前項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(社員総会議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事は議事録に記名押印する。

第4章 理事、監事及び代表理事等

(役員の設定等)

- 第18条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上30名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事の中から、会長1名、副会長2名以内を置き、会長をもって、代表理事とする。

(理事の資格)

- 第19条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

(理事及び監事の選任の方法)

- 第20条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会の決議によって行う。
- 2 各理事(清算人を含む。以下この項において同じ。)について、当該理事と次に掲げる者の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している

者

- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 3 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 4 監事は、この法人又はその子法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及び使用人を兼ねることができない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。ただし、任期の残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな会長を選定するものとする。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第18条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 27 条 当法人は、法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、法人法第 111 条の行為に関する理事及び監事（理事であった者及び監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、法人法第 115 条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間に、法人法第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(特任理事)

第 28 条 第 18 条に定める役員のほかに、当法人の運営を円滑に行うため、特別な任務を有する特任理事を置くことができる。

- 2 特任理事の選任は、理事会において、予めその人数及び任期、報酬の有無等必要な事項を定めた上で行うものとする。
- 3 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応ずることができる。ただし、議決権は有しない。

第 5 章 理事会

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第 30 条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会

長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第31条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議等)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。以下この条において同じ。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(職務の執行状況の報告)

第34条 代表理事は、毎事業年度に3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に

供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 39 条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 43 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長の任期等、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県	正岡 道啓
東京都	正木 覺
埼玉県	有福 創
東京都	吉田 祐治

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	正岡 道啓	正木 覺	有福 創
設立時代表理事	正岡 道啓		
設立時監事	吉田 祐治		

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 JAG 設立のため、設立時社員正岡道啓外3名の定款作成代理人である行政書士上田高弘は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年3月18日

設立時社員	正岡 道啓
設立時社員	正木 覺
設立時社員	有福 創
設立時社員	吉田 祐治

上記各設立時社員の定款作成代理人
行政書士 上田高弘